# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者 に対する医療費の助成に関する事務基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、「B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

島根県知事

### 公表日

令和7年3月17日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務				
②事務の概要	島根県肝炎治療医療費助成事業実施要綱および島根県ウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づき、B型ウイルス性肝炎・C型ウイルス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費の助成を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務において使用する。  ①申請者世帯の住所及び続柄の確認 ②申請者世帯の市町村民税課税状況の確認 ③申請者の保険情報の確認				
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、肝がん・重度肝硬変入院医療費助成システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
B型ウイルス性肝炎・C型ウイル	レス性肝炎等肝疾患の患者に対する医療費助成受給者情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 主務省令 表の4及び5				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 主務省令 表の4及び5				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部健康推進課				
②所属長の役職名	健康福祉部健康推進課長				

6. 他の評価実施機関							
-							
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	島根県健康福祉部健康推進課(島根県松江市殿町一番地 0852-22-6195)						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	島根県健康福祉部健康推進課(島根県松江市殿町一番地 0852-22-6195)						
9. 規則第9条第2項の適用	]適用した						
適用した理由							

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		6年12月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	1重点項目評価		西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入す 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	-		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ O ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)	[ 0 ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入 <i>1</i> 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	登録や副本登録の際には、 又は住所を含む3情報によるか、下記の局面で特定個人 人での確認を行うようにして ・申請書に記載された個人	本人からのる る照会を行うる 情報の取扱い おり、人為的 番号及び本り る申請書等(	バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報ことを厳守している。また、肝炎、肝がん事務では、上記のほいに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 人情報のデータベースへの入力 (USB メモリを含む。)の保管 申請書の廃棄				

9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b> 				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策    <選択肢>   1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その 上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、手引き等において、手続に必要な項目のみ記 入するよう注意書きを記載している。				

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	肝炎医療費助成システム、肝がん・重度肝硬変 入院医療費助成システム、統合宛名システム、 中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシス テム		事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項別表第1	番号法第9条第1項 主務省令 表の4及び5	事後	
令和7年1月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年1月9日	4. 情報提供ネットワークシス	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例 第4条第2項 別表第 1		事後	
令和7年1月9日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	事後	